

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 大会議室

○議事日程

平成26年10月6日（月曜日）午前10時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について

○出席委員（36名）

1番 早川 英雄 君	2番 早川 誠一 君	3番 佐藤 久雄 君
4番 早川 清治 君	5番 石原記念男 君	6番 佐藤 善一 君
7番 清水 宗夫 君	8番 兼村 正美 君	9番 石木 治男 君
10番 後藤 利彦 君	11番 大澤 慶一 君	12番 八木 豊明 君
13番 杉山 徳成 君	14番 村井 由和 君	15番 山田 晴重 君
16番 亀山 浩 君	17番 安田 孝義 君	18番 篠田 泰道 君
19番 横井 文雄 君	20番 中島 利彦 君	21番 増井 賢一 君
22番 加藤政比古 君	23番 土屋 尊史 君	24番 神山 博和 君
25番 野村 茂 君	26番 長屋 芳成 君	27番 日置 香 君
28番 藤川 勝 君	29番 相宮 千秋 君	30番 永井 博光 君
31番 岡田 忠敏 君	32番 伊佐地鐵夫 君	33番 川村 信子 君
34番 漆畑 和子 君	35番 岩田 幸子 君	36番 後藤 信一 君

○委員以外の出席者

農業委員会事務局長	玉田 和久 君	農業委員会事務局課長補佐	長尾 成広 君
農業委員会事務局係長	内田 千夏 君	洞戸事務所 係長	古田 考幸 君
板取事務所 係長	長屋 守世 君	武芸川事務所 主査	松井 信弘 君
武儀事務所 課長補佐	川島 友教 君	上之保事務所 係長	森 太桂弘 君

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（長尾成広君） それでは、これから農業委員会総会を始めさせていただきます。まず、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章を唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。それでは、はじめに佐藤善一会長からご挨拶をお願いします。

○議長（佐藤 善一君） 心配していました台風18号の影響もなく快晴になりました。大変足元の悪い中、早朝より総会にご出席いただきありがとうございました。

○事務局課長補佐（長尾成広君） それでは事務局長からご挨拶をお願いします。

○事務局長（玉田和久君） 台風18号の影響もなくよかったです。今年の夏は日照も少なく、ここ数年異常気象が続いている状況であります。そのような状況で農業をしていかないといけなないので大変な苦労があると思われま。

農政においても、今年から中間管理機構がはじまりますが、色々協議をしながらすすめてまいりたいと考えていますのでよろしくお願いします。

○議長（佐藤善一君） ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。会議規則第8条により委員の過半数の出席により総会が成立しました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

7番 清水宗夫委員、9番 石木治男委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、説明させていただきます。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。議案は1ページからになります。

1番の案件は位置図が1ページになります。

所有権移転で申請地は、上之保川合地内、横越集会場の南西110mほどに位置する畑2筆11.03㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難のため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

9月11日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。

以上、所有権移転に関するもの1件、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○23番（土屋尊史君） 1番について異議ありません。

○議長（佐藤善一君） これより質疑を行います。質疑のある方はございますか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第1号について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第1号の1件を原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） それでは、農地法第4条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

議案は2ページになります。

1番の案件は位置図が、2ページになります。

申請地は、志津野地内、志倉坂トンネルより北北東420mほどに位置する畑、387㎡および登記地目が畑、現況地目が雑種地、188㎡です。

申請人は、農業経営が困難であったところ、申請地が太陽光発電に適した土地と考え、申請地を太陽光発電設備設置用地として整備したいというものです。

9月11日に現地確認をしたところ、畑一部雑種地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

2番の案件は位置図が3ページになります。

申請地は、下有知地内、下有知南部公民センターの北東240mほどに位置する畑、50㎡です。

申請人は、申請地の東側に居住しており、庭が狭くなってきたため、申請地を庭として整備したいというものです。

9月11日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

事業計画変更の3番と同時許可案件になります。

最後に3番の案件は位置図が4ページになります。

申請地は、小屋名地内、西部保育園の北東240mほどに位置する畑2筆、802㎡です。

申請人は、申請地を相続により取得したが、仕事が忙しく農業経営が困難であったところ、申請地を太陽光発電設備用地として整備したいというものです。

9月11日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦している区域に近接するおおむね10ha未満の農地に該当するため、第2種農地と判断します。

以上3件について、ご審議をお願いします。

○議長（佐藤善一君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

1番について異議ありません。

○11番（大澤慶一君） 2番について異議ありません。

○16番（亀山 浩君） 3番について異議ありません。

○議長（佐藤善一君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第2号の3件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

議案は3ページからになります。

1番の案件は位置図が5ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、平賀1丁目地内、東部公民センターの北東160mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が宅地、251㎡です。

使用借人は、現在市外の賃貸住宅に住んでおり家族が増え手狭になってきたため、使用貸人である父より申請地を借り受け、西隣にある隣接地とともに自己のための住宅を建築したいというもの。使用貸人は、使用借人である息子の申し出に応じ貸し付けるというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

9月11日に現地確認をしたところ宅地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

事業計画変更の2番と同時許可案件になります。

2番の案件は位置図が6ページになります。

所有権移転で申請地は肥田瀬地内、富岡公民センターの北東220mほどに位置する登記地目が田、現況地目が山林、588㎡です。

譲受人は、宗教法人であり、この宗教法人の代表である譲渡人より、申請地を譲り受け、植林をしたいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

9月11日に現地確認をしたところ、山林であったため始末書の添付がございます。

農地の区分は、住宅、事業施設が連担しているため、第3種農地と判断します。

3番の案件は位置図が7ページになります。

所有権移転で申請地は肥田瀬地内、富岡公民センターの北東170mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が宅地、380㎡です。

譲受人は、宗教法人であり、この宗教法人の代表である譲渡人より、申請地を譲り受け、参拝者が利用する便所、寺の備品などを保管する倉庫を整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

9月11日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付がございます。

農地の区分は、住宅、事業施設が連担しているため、第3種農地と判断します。

4番の案件は位置図が8ページになります。

所有権移転で申請地は肥田瀬地内、関中央病院の東520mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が雑種地、41㎡です。

譲受人は、申請地の東側に駐車場を所有しており、駐車場が手狭であったため、申請地を譲り受け、駐車場を拡張したいというもの。譲渡人は、今の形状では土地の有効利用はできないため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

9月11日に現地確認をしたところ、雑種地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連担しているため、第3種農地と判断します。

5番の案件は位置図で9ページになります。

所有権移転で申請地は大杉地内、ふる里農園美の関の北180mほどに位置する畑、212㎡です。

譲受人は、現在賃貸住宅に居住しており家族が増え手狭になってきたため、申請地を譲り受け、

自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

9月11日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

6番の案件は位置図が10ページになります。

所有権移転で申請地は、志津野地内、富野保育園の北西280mに位置する田3筆、377㎡です。

譲受人は、申請地の西隣にて太陽光発電事業を行っており、申請地を譲り受け、太陽光発電設備用地として整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じて譲り渡すというものです。

9月11日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦している区域に近接するおおむね10ha未満の農地に該当するため、第2種農地と判断します。

7番の案件は位置図が11ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、塔ノ洞地内、グリーンフィールド中池の南東470mほどに位置する畑、360㎡です。

使用借人は、現在三世代にて同居しており、子どもが大きくなり手狭になってきたため、使用貸人である父より申請地を借り受け、自己のための住宅を建築したいというもの。使用貸人は、使用借人である息子の申し出に応じ貸し付けるというものです。

9月11日に現地確認をしたところ畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

8番の案件は位置図が12ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、倉知地内、熊ノ団公民館の南100mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が宅地、85㎡です。

使用借人は、居住している住宅が手狭になってきたため、使用貸人である父より申請地を借り受け、自己のための住宅を建築したいというもの。使用貸人は、使用借人である息子の申し出に応じ貸し付けるというものです。

9月11日に現地確認をしたところ宅地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

9番の案件は位置図が13ページになります。

所有権移転で申請地は、倉知地内、国道248号関バイパス倉知東交差点の北東140mほどに位置する登記地目が田、現況地目が原野9筆、4416㎡です。

譲受人は、競売により申請地を落札し、申請地にて太陽光発電設備用地として整備したいというものです。

9月11日に現地確認をしたところ、原野でありました。

隣接農地の承諾書の添付があります。

本件は、26年8月の総会で審査され、買受適格証明書の許可を得て、申請してみえます。

なお、本件に関して、農地転用サイドとしては、申請地を、濃飛建材が倉庫作業場として、昭和57年9月28日5条転用許可により取得し、埋め立てをしたが、その後計画が頓挫し、競売になったという経緯から、過去の農地転用許可はなかったものとの対応をしていますが、一方、都市計画の許可サイドとしては、中濃建築は、取消許可が必要との立場から、農地転用の許可後に、その農転許可を持って、取り下げ申請を行い受理し、その後、太陽光発電施設の許可は、都市計画法2

9条の許可は不要のため、関市の開発要綱の申請を提出するとのことですので申し添えます。

10番の案件は位置図が14ページになります。

所有権移転で申請地は、下有知地内、下有知南部公民センターの南西200mほどに位置する畑330㎡です。

譲受人は、現在賃貸住宅に居住しており家族が増え手狭になってきたため、申請地を譲り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

9月11日に現地確認をしたところ、畑で農地性がありました。

隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

なお、事業計画変更許可申請の2番の案件と同時申請になります。

11番の案件は位置図が15ページになります。

所有権移転で申請地は、下有知地内、下有知南部公民センターの北東200mほどに位置する畑、188㎡です。

譲受人は、現在住んでいる賃貸住宅が手狭になってきたため、申請地を譲り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

9月11日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

12番の案件は位置図が16ページになります。

所有権移転で申請地は、下有知地内、下有知南部公民センターの北東250mほどに位置する畑、444㎡です。

譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地が小学校に近く住宅敷地に適していると考え、申請地を譲り受け、分譲住宅として整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

9月11日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

13番の案件は位置図が17ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は、武儀下之保地内、道の駅平成の北北東840mほどに位置する田5筆、3237㎡です。

賃借人は、医薬品化粧品健康商品等の販売を営んでおり、申請地を借り受け、ドラッグストアを経営したいというもの。賃貸人は、賃借人の申し出に応じるというものです。

9月11日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

賃貸借の期間は、許可日から20年間としています。

隣接農地の承諾書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

最後に、14番の案件は位置図が18ページになります。

所有権移転で申請地は、武芸川町谷口地内、森本公民館の西280mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が宅地、66㎡です。

譲受人は、申請地西側に車庫を建築しているが出入りがしにくいため、申請地を譲り受け、駐車

場への進入路及び駐車場として整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

9月11日に現地確認をしたところ、宅地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

以上、所有権移転に関するもの10件、使用貸借権の設定に関するもの3件、賃貸借権の設定に関するもの1件、計14件につきまして、ご審議をお願いいたします。

- 議長（佐藤善一君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きます。
- 1番（早川英雄君） 1番について異議ありません。
- 2番（早川誠治君） 2番、3番、4番について異議ありません。
- 3番（佐藤久雄君） 5番について異議ありません。
- 議長（佐藤善一君） 6番について異議ありません。
- 9番（石木治男君） 7番について異議ありません。
- 10番（後藤利彦君） 8番、9番について異議ありません。
- 11番（大澤慶一君） 10番、11番、12番について異議ありません。
- 21番（増井賢一君） 13番について異議ありません。
- 28番（藤川 勝君） 14番について異議ありません。
- 議長（佐藤善一君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。
- 23番（土屋尊史君） 農地転用に直接関係ないかもしれませんが、例えば武儀のコメリやマツオカが建築された時はとても早くしっかりと土壌調査をされていました。小さな狭い場所だとたいして調査もしなように思われますが、そのあたり他の課と十分調整をとっていただきたい。
- 事務局課長補佐（長尾成広君） 毎月、申請書の写しを埋蔵文化財センターに送付していますので今後もそのように連携していきたいと考えます。
- 議長（佐藤善一君） その他にご質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第3号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第3号の所有権移転に関するもの10件、使用貸借権の設定に関するもの3件、賃貸借権の設定に関するもの1件、計14件を岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第4号事業計画変更の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○ 事務局課長補佐（長尾成広君） 農地転用許可後の事業計画変更申請があったので、意見を求めます。

農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

議案は9ページになります。

1番の案件は位置図が19ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、平賀1丁目地内、東部公民センターの北東160mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が宅地、251㎡です。

当初事業計画者は、平成3年12月11日5条許可により、申請地を含む563.26㎡を借り受け、自己用の住宅を建築する予定でありましたが、結果的に建築予定地の北側に自己用住宅を建築したため、計画を中止していたというもの。承継者は、当初事業計画者の息子であり、現在市外

の賃貸住宅に居住しており家族が増え手狭になってきたため、申請地の東隣に自己用の住宅を建築し、申請地113.01㎡を借り受け、その通路として利用するため申請に至ったものです。

9月11日に現地確認をしたところ、宅地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

なお、5条転用許可申請の1番の案件と同時申請になります。

2番の案件は位置図が20ページになります。

所有権移転で申請地は、下有知地内、下有知南部公民センターの南西200mほどに位置する畑、330㎡です。

当初事業計画者は、平成元年7月31日5条許可により、申請地を資材置場用地として整備する予定でありましたが、金融不安もあったため、計画を中止していたというもの。承継者は、現在市外の賃貸住宅に居住しており家族が増え手狭になってきたため、親の隣接地である申請地を譲り受け、自己用の住宅を建築し移り住みたいというものです。

9月11日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

なお、5条転用許可申請の10番の案件と同時申請になります。

3番の案件は位置図が21ページになります。

所有権移転で申請地は、下有知地内、下有知南部公民センターの北東240mほどに位置する畑、50㎡です。

当初事業計画者は、昭和57年9月28日4条許可により、申請地を倉庫・作業場として整備する予定でありましたが、地形が悪く許可を得たが、計画を中止していたというもの。承継者は、当初計画者の息子であり、申請地の東隣に居住しており庭が手狭になってきたため、申請地を譲り受け庭を整備したいというものです。

9月11日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

なお、4条転用許可申請の2番の案件と同時申請になります。

以上、3件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○ 議長（佐藤善一君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○ 1番（早川英雄君） 1番について異議ありません。

○ 11番（大澤慶一君） 2番、3番について異議ありません。

○ 議長（佐藤善一君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第4号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第4号の3件について原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第5号農業経営基盤強化促進法の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 関市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

議案は11ページになります。

賃貸借権の設定に関するもの3筆、2件の承認を求められています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

地目は、田が3筆2456㎡です。

地区は、東本郷、武芸川町谷口の2地区です。

設定を受ける方は、西村高行さん、むげがわ農産です。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○ 議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第5号の農用地利用集積計画について、原案のとおり許可することといたします。

○ 議長（佐藤善一君） 以上をもちまして、議案の審議はすべて終了いたしました。

その他について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 次回の総会は11月6日午前10時からの予定です。

また、10月の主な行事予定は、17日が転用申請等現地確認日、28日が農業会議答申日です。

○議長（佐藤善一君） これをもちまして閉会といたします。ご苦勞様でございました。

午前11時00分 閉会

本日の会議の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長 関市西神野1665番地

㊦

7番 関市十軒町4番地

㊦

9番 関市黒屋3488番地

㊦